参考資料(第12号議案:上下水道課)

## ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第2
43条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の	43条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の
賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当	賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当
該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。